

船員の「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の用途等

資格確認書

- マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方について、原則、本人の申請に基づき交付※されるもの。※ 当面、マイナ保険証を保有していない者は本人の申請によらず交付
- 被保険者証と同様、資格確認書のみで保険医療機関を受診できる。

資格情報のお知らせ

- 加入者ご自身が被保険者資格等簡易に把握できるよう今後加入者全員に交付され、以降、被用者保険に新規加入する場合に渡されるもの。
- マイナ保険証と併せて提示することで保険医療機関を受診できる。

	マイナンバーカードあり (保険証紐付けあり)	マイナンバーカードあり (保険証紐付けなし)	マイナンバーカードなし
保険医療機関 の受診	マイナ保険証	マイナンバーカード※1 又は 資格確認書	資格確認書
地方運輸局へ の届出	資格確認書の写 又は 資格情報のお知らせの写※2		

※1 保険医療機関窓口で紐付け可能

※2 本人確認書類として、船員手帳を活用（船員手帳は、雇入契約の成立等があった場合の届出時に提示義務あり（船員法規則第19条第1項第2号））

雇入契約成立時における船員保険加入状況の確認方法について

保険証が廃止される令和6年12月2日以降、雇入契約の届出の際における船員保険の加入確認方法については、これまでも確認書類のひとつであった「船員手帳※」のほか、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」で確認する。

※ 船員保険関係の記載がある場合

	①船員手帳	②資格確認書	③資格情報のお知らせ	被保険者証（参考）
記載事項	(省令様式) >氏名 >性別 >生年月日 >船員保険記号番号 >有効期限 >標準報酬月額 >資格取得年月日 >交付年月日 >変更年月日 >資格喪失年月日 >船舶所有者の氏名又は名称	(必須記載事項) >氏名 >性別 >生年月日 >被保険者等記号・番号・枝番 >保険者番号 >保険者名称・番号・所在地 >資格取得年月日 >交付年月日 >負担割合 >有効期限	(想定) >氏名 >性別 >生年月日 >被保険者等記号・番号・枝番 >保険者番号 >保険者名称・番号・所在地 >資格取得年月日 >交付年月日 >負担割合	(省令様式) >氏名 >性別 >生年月日 >被保険者証記号・番号・枝番 >保険者番号 >保険者名称・番号・所在地 >資格取得年月日 >交付年月日 >船舶所有者住所・氏名
規格等	>紙（プラスチック化予定） >縦105mm 横150mm >印影（地方運輸局長印）	>プラスチック（予定） >縦54mm 横86mm >印影（全国健康保険協会印）	>紙（予定） >A4 >保険者名（全国健康保険協会）	>プラスチック >縦54mm 横86mm >印影（全国健康保険協会印）
特徴等	・船員全員が所持 ・信用度が極めて高い（パスポートの代替になり得る） ・現行と変わらない運用（現行においても届出の際の必須書類として法令で規定されており、船員手帳のみでも確認が可能）	・原則、本人申請より所持 ・信用度が高い（保険証の代替になり得る） ・資格喪失の際、要返納	・船員全員が所持 ・資格喪失の際、返納不要	・船員全員が所持 ・保険証の廃止後、1年間は無効

メリット等

これまで船員保険加入の確認書類として「船員手帳」又は「被保険者証」で確認していたところ、「船員手帳」のほかに「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」（廃止後1年間は「被保険者証」も可）でも確認可能となることで、被保険者及び船舶所有者の負担軽減や地方運輸局における事務の迅速化が見込まれる。

